

# 防衛目標を 実現するための 3つのアプローチなど

第1章 わが国自身の防衛体制

第2章 日米同盟

第3章 同志国などとの連携



## わが国自身の防衛体制

国家防衛戦略では、力による一方的な現状変更を許容 しない安全保障環境を創出していくこと、同盟国・同志 国などと協力・連携して力による一方的な現状変更やそ の試みを抑止すること、わが国への侵攻が生起した場合 はわが国が主たる責任をもって対処すること、の3つを 防衛目標として掲げ、これを実現するために、①わが国 自身の防衛体制、②日米同盟、③同志国などとの連携と いう、強化すべき3つのアプローチを示し、あらゆる努 力を統合して実施していくとしている。

第Ⅲ部では、防衛目標を達成するための3つのアプ ローチとその具体的な内容について説明する。

第1章は、「わが国自身の防衛体制」として、わが国へ

の侵攻に対する自衛隊の行動などをはじめ、防衛力の抜 本的な強化や国全体で推進していく防衛体制の強化の取 組について記述する。

第2章は、「日米同盟」として、わが国の安全保障政策 の基軸である日米同盟について、同盟による抑止力と対 処力の強化にかかわる取組を記述する。

第3章は、「同志国などとの連携」として、多角的・多 層的な安全保障協力の戦略的な推進のために行っている 取組や、海洋安全保障の確保、国際平和協力活動、軍備 管理・軍縮、不拡散への取組など、国際社会全体の平和 と安定、繁栄の確保のための取組について記述する。

□ 参照 Ⅱ部2章2節(国家防衛戦略の概要)

## わが国に対する侵攻への対応など

海に囲まれ長大な海岸線を持つわが国は、本土から離 れた多くの島嶼や広大な排他的経済水域 (EEZ)、大陸棚 を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・ 財産、領土・領海・領空と多くの資源を守り抜くことが 課題である。また、資源や食料の多くを海外との貿易に 依存するわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強 化し、航行・飛行の自由や安全を確保することも不可欠 である。

万が一、抑止が破綻し、わが国に対して侵攻が生起し た場合は、その態様に応じて迅速かつ柔軟に対応し、同 盟国の支援を受けつつ、わが国が主たる責任をもって侵 攻に対処する。その際、防衛省・自衛隊は、陸・海・空 の領域と宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能 力などを有機的に融合させるとともに、陸・海・空自の 部隊を連携させて統合作戦を行い、わが国に対する侵攻

を阻止・排除する。また、国民の生命・身体・財産に対 する深刻な脅威となる大規模テロや重要なインフラに対 する攻撃に対しても、関係機関と連携して実効的な対処 を行っていく。

防衛省・自衛隊は、侵攻への対処だけでなく、わが国 の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその 試みなどにも対応し、これを抑止する意思と能力を示し 続ける必要がある。このため、平素から常時継続的に情 報収集・警戒監視を行い、事態の兆候を早期に把握する とともに、外国の軍用機や艦船などによる領空侵犯や領 海侵入に対して迅速かつ的確に対応する態勢を維持して いる。また、わが国の重要なシーレーンの安定的利用を 確保するために、関係機関や同志国などと協力・連携し、 海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組などを 行っていく。

## わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応

## 自衛隊の統合作戦

わが国への侵攻が生起した場合、陸・海・空白がそれ

ぞれ単独で対応するのではなく、統合作戦司令官の一元 的な指揮のもとに各自衛隊の部隊が連携して行う統合作 戦により対応する。

特に、現代戦においては、陸・海・空の領域に加えて 宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを 有機的に融合させることが重要である。また、グレー ゾーン事態といった平時でも有事でもない幅広い状況や ハイブリッド戦にも迅速かつ的確に対応していくことが 必要である。

このため、統合作戦司令官は、防衛大臣の命令を受け、 陸・海・空自の主要部隊や、宇宙、サイバー領域などで 活動する部隊を平素から一元的に指揮し、事態の状況や 推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築する。また、 作戦全般を掌握し、所要の指揮官に任務を付与するとと

もに、必要な戦力を各指揮官に配分して、迅速かつ効果 的に統合作戦を行う。

主な統合作戦としては、島嶼を奪回するための水陸両 用作戦や反撃能力を活用した作戦、ミサイル防衛のため の作戦などがあり、例えば、水陸両用作戦については、 海上から島嶼などへ陸上部隊を上陸させるために、陸自 の水陸機動部隊と海自の輸送部隊が連携して行動する。

■ 参照 図表Ⅲ-1-1-1(自衛隊の統合作戦の一例(イメージ))、 Ⅱ部2章2節2項1(1)ア(わが国の防衛力の抜本的 強化)

図表Ⅲ-1-1-1

自衛隊の統合作戦の一例 (イメージ)



## 2 陸・海・空領域における対応

#### (1) 防空のための作戦

現代戦<sup>1</sup>においては、陸上部隊による本格的な侵攻の前に、敵の航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われると考えられる。このため自衛隊は、警戒管制レーダーや早期警戒管制機<sup>2</sup>(AWACS)などによりこれAirborne Warning and Control System らの攻撃を早期に探知し、戦闘機や地対空ミサイルにより遠方で迎撃し、国民や領土に対する被害を防ぐ。

## (2) 周辺海域の防衛や海上交通の安全確保のための作戦

わが国に対する武力攻撃は、航空攻撃に加えて、敵の 艦船などによるわが国の船舶や領土への攻撃も行われる と考えられる。このため自衛隊は、哨戒機<sup>3</sup>などにより艦 船などを捜索するとともに、護衛艦や潜水艦などによっ て海上侵攻に対処する。

また、資源や食料の多くを海外に依存しているわが国にとって死活的に重要な海上交通路 (シーレーン) においても、護衛艦や潜水艦、哨戒機によるわが国の船舶の護衛などによって安全を確保する。

#### (3) 陸上の防衛のための作戦

航空侵攻や海上侵攻ののち、またはこれらと並行して、敵の陸上部隊による着上陸侵攻などが行われると考えられる。敵陸上部隊の侵攻の態様は、海からの地上部隊の上陸や空からの空挺部隊の降下などが考えられる。自衛隊は、海上や沿岸地域においてスタンド・オフ・ミサイルなどにより敵の着上陸を阻止するとともに、万が一着上陸された場合には、これに加え、戦闘機による対

地攻撃や陸自の火力をもって敵を排除する。

□ 参照 2節1項 (スタンド・オフ防衛能力の強化)

## 3 弾道ミサイル攻撃への対応

#### (1) 防衛省・自衛隊の対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、警戒管制レーダーなどにより弾道ミサイルを探知し、イージス艦が搭載する SM-3による上層での迎撃と、ペトリオットPAC-3<sup>4</sup>によ Fatriot Advanced Capability る下層での迎撃を組み合わせた多層防衛を基本として弾道ミサイル防衛 (BMD) を行う。迎撃までの一連の指揮統制は、自動警戒管制システム<sup>5</sup> (JADGE) により行われ Japan Aerospace Defense Ground Environment る。

北朝鮮は、弾道ミサイルなどの発射を繰り返しているが、防衛省・自衛隊は、破壊措置命令を発出し、沖縄県などにPAC-3を展開するなど、万が一の事態に備えて必要な態勢を整えてきた。また、弾道ミサイルなどの発射に際しては、防衛省から政府や関係機関へ速やかに情報共有を行うとともに、関連情報の収集や分析などを行っている。

● 3項4 (弾道ミサイル等に対する破壊措置)

#### (2) 米韓との連携

弾道ミサイル攻撃への対応に際しては、在日米軍をは じめとする米国との平素からの協力が必要不可欠であ り、これまで日米安全保障協議委員会(日米 [2+2])に おいて、BMD運用情報や関連情報についてリアルタイ ムでの共有などの措置や協力の拡大を決定してきた。

実際に弾道ミサイルが発射された場合は、米軍から早期警戒情報<sup>7</sup> (SEW) を受領するとともに、米軍がわが国

- 1 現代戦においては、航空作戦は作戦全般の勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。
- 2 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。 さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、B-767旅客機をベースにしたE-767を運 用している。
- 3 敵の奇襲を防ぐ情報収集などのために、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C哨戒機とP-1哨戒機を、回転翼哨戒機としてSH-60J哨戒へリコプター、SH-60K哨戒へリコプター、SH-60L哨戒へリコプターを保有している。
- 4 PAC-3は、地対空誘導弾ペトリオットが運用するミサイルの一つであり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイルである。なお、PAC-3と呼称する場合、ミサイルそのものを指す場合と、PAC-3を運用できるように改修したペトリオット・システムを指す場合がある。
- 5 全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル 対処においてPAC-3やレーダーなどを統制し、指揮統制や通信機能の中核となるシステム。
- 6 2023年5月に弾道ミサイル等に対する破壊措置の実施に関する自衛隊行動命令を発出した。
- 7 わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報 (1996年4月から提供を受けている。)。



海自護衛艦から発射されたSM-3



ペトリオットPAC-3の機動展開訓練

に配備しているBMD用移動式レーダー (TPY-2レー ダー)8やイージス艦などが収集した情報の共有を受ける など、日米は緊密に連携している。

また、日米韓の連携としては、2022年11月、日米韓 首脳会合において、北朝鮮のミサイル警戒データをリア ルタイムで共有する意図が表明され、2023年12月よ り、北朝鮮が発射した弾道ミサイルなどの情報を日米韓 3か国で常時継続的に共有することが可能になった。

#### 4 宇宙領域における対応

宇宙空間は、通信や測位などの分野で利用が進んでお り、軍事的にも重要な領域である。各国は宇宙領域での 軍事的な優勢を確保するため、軍事衛星などによる活動 を活発化させている。また、スペースデブリと呼ばれる 人工衛星の部品などのゴミが増加していることも含め、 宇宙空間の安定利用の確保が課題となっている。このた め、自衛隊では、空自宇宙作戦群<sup>9</sup>が、不審な衛星の監視 やスペースデブリの把握など、宇宙に関する情報を収 集・分析する**宇宙領域把握 (SDA)** の任務を行い、宇宙 空間の安定的利用のための活動を行っている。

SDA任務にあたっては、宇宙航空研究開発機構 (JAXA)、米国などの同盟国や同志国の宇宙部隊などと も連携している。

#### KEY WORD 宇宙領域把握

宇宙物体の位置や軌道などの把握に加え、人工衛星などの運用 の状況、その意図や能力を把握することを「宇宙領域把握 (SDA) | という。 衛星を攻撃するための衛星 (キラー衛星) やス ペースデブリからわが国の人工衛星を守り、宇宙空間の安定的 な利用を確保するためには、宇宙を監視し正確に状況を認識す る必要があることから、空自では2023年3月からSDA任務を 開始した。



宇宙作戦群のSDA任務の様子

## 5 サイバー領域における対応

サイバー空間は、指揮統制や組織内ネットワークなど、 軍事的にも利用される重要なインフラであり、わが国の 防衛にとっても重要な領域である。周辺国をはじめとす

- 8 米軍はミサイル防衛システムの一部をわが国に配備している。具体的には、2006年、米軍車力通信所(青森県)にTPY-2レーダー(いわゆる「Xバン ド・レーダー」)が、同年10月には沖縄県にPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーションが配備された。加えて、2014年12月に は、米軍経ヶ岬通信所(京都府)に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原(神奈川県)に配置 された。また、2015年10月、2016年3月と2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設(神奈川県)に配備された。
- 2025年度に宇宙作戦群を廃止し、「宇宙作戦団(仮称)」を新編する予定。

童

る各国は、攻撃主体の特定などが容易でなく、かつ、低コ ストで相手の活動を妨害できるサイバー攻撃能力の開発 を進めているとみられる。このため自衛隊は、自衛隊サ イバー防衛隊などが防衛省・自衛隊のネットワークを24 時間体制で監視し、サイバー攻撃に関する情報の収集や 分析などを行うとともに、サイバー攻撃などが発生した 場合は速やかにその対処を行う態勢を維持している。

## 電磁波領域における対応

電磁波は、指揮通信、警戒監視、情報収集、ミサイルの

精密誘導などに利用されている。電磁波の活用範囲は、 陸・海・空だけでなく宇宙やサイバー領域に至るまで広 範囲に及ぶため、それぞれの領域における作戦を優位に 進めるためには、電子戦能力の強化や電磁波管理を適切 にして電磁波領域における優勢を確保することが重要で ある。このため自衛隊は、ネットワーク電子戦システム (NEWS) やEP-3多用機、RC-2電波情報収集機などに より、敵による電磁波の利用の妨害や電磁波に関する情 報の収集・分析などを行う。

● 図表Ⅲ-1-1-2 (電子戦と電磁波管理)、I部4章4節 (電磁波領域をめぐる動向)

#### 図表Ⅲ-1-1-2

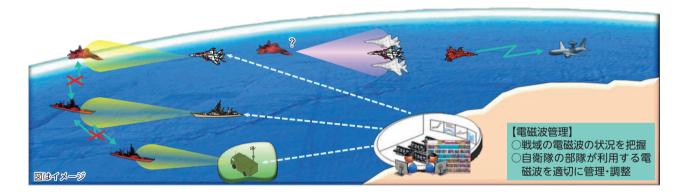
電子戦と電磁波管理

#### 【電子戦】

相手方の通信機器やレーダーなどに雷 波を発射することなどにより、相手方の 通信などを低減・無効化

ステルス化などにより、相手の電磁波の 影響を低減・無効化

相手方が利用する電波などの情報を収 集、分析



## 大規模テロや重要なインフラに対す る攻撃などへの対応

#### (1) 基本的考え方

わが国は、高度に都市化や市街化が進んでいることか ら、少人数による破壊活動でも都市の機能が大幅に低下 するなど、国民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼす。 特に大規模テロや原子力発電所などの重要なインフラに 対する攻撃は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な 脅威となる。 これらの攻撃は、わが国に潜入した外国の 武装工作員10による不法行為や、ゲリラや特殊部隊によ る破壊工作など様々な熊様が考えられる。

防衛省・自衛隊は、警察、海上保安庁、消防、地方公共 団体などの関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重 要なインフラに対する攻撃に対処する。

これらのテロや攻撃に対しては、第一義的に警察機関 が対処し、防衛省・自衛隊は必要に応じて警察機関を支 援する。一般の警察力による対処が困難な場合は、防衛 省・自衛隊が治安出動により対処し、さらにこれらのテ 口や攻撃がわが国に対する武力攻撃と認定された場合 は、防衛出動により対処する。

#### (2) 武装工作員などへの対処

武装工作員などによる不法行為への対処にあたっては

<sup>10</sup> 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者。

警察との連携が重要である。治安出動に関しては、自衛 隊と警察の協力関係について定めた基本協定<sup>11</sup> や、陸自 の師団などと各都道府県警察との間で現地協定などを締 結しており<sup>12</sup>、自衛隊は警察と緊密に連携して、施設の 防護や武装工作員の捜索などを行う。このため、自衛隊 と警察は全国各地で共同訓練を行っており、連携の強化 を図っている。



警察との共同訓練(千葉県)(2025年2月)

#### (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の 重要なインフラなどの破壊や民間人の襲撃、要人の暗殺 などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、

自衛隊は、警戒監視により、早期発見や兆候の察知に努 め、情報収集、沿岸部などにおける警戒監視、原子力発 電所を含む重要施設の防護を行うとともに、ゲリラや特 殊部隊が領土内に潜入した場合は、速やかに部隊を展開 し、捕獲または撃破する。

#### (4) CBRN 兵器への対処

化学・生物・放射性物質・核(CBRN) 兵器などの大 量破壊兵器については、弾道ミサイルなどの運搬手段や 関連資器材とともに、テロリストや拡散懸念国などに拡 散する危険性が認識されている。わが国では、1995年 に東京で起きた地下鉄サリン事件で化学剤が使用され、 多くの民間人が被害を受けた。

わが国でCBRN兵器が使用され、これが武力攻撃に該 当する場合は、防衛出動によりその排除や被災者の救援 などを行う。また、武力攻撃には該当しないものの、一般 の警察力で治安を維持することができない場合は、治安 出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被 災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当 しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣によ り、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に情報収 集、除染活動、医療活動などを関係機関と連携して行う。

自衛隊は、このような事態にも速やかに出動できる態 勢を維持している。

## 力による一方的な現状変更やその試みへの対応など

## わが国周辺における常時継続的な 情報収集・警戒監視

#### (1) 基本的考え方

わが国は、東西南北、それぞれ約3,000kmに及ぶ領 域を有しており、領海(内水を含む。)と排他的経済水域 (EEZ)を合わせると世界第6位13の面積となる広大な海 域と、広範囲にわたって多くの島嶼を有している。防衛 省・自衛隊は、各種事態に迅速かつ切れ目なく対応する ため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において

情報収集や警戒監視を行っている。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、わが国の領海・領空とその周辺の 海空域において、全国各所の空自のレーダーサイトや早 期警戒管制機、海自の哨戒機などにより、平素から24 時間態勢で情報収集・警戒監視を行っている。また、主 要な海峡などでは、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所な どが同様に警戒監視を行っている<sup>14</sup>。自衛隊は、これら の情報収集・警戒監視態勢に加え、必要に応じ、艦艇や

- 11 防衛庁(当時)と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」(1954年に締結。2000年に全部改正)。
- 12 2004年には、治安出動の際における武装工作員など事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。
- 13 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとすると世界第8位とされる。
- 14 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと)に基づいて行われる。



## 尖閣諸島について

尖閣諸島(沖縄県石垣市)は、歴史的にも国際法上 も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国 が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめ ぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に確認した上で、国際法上正当な手段で 尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式 に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自 の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の 可能性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以 降であって、それまで何ら異議をとなえていませんで した。また、異議を唱えてこなかったことについて何 ら説明を行っていません。

それにもかかわらず、中国政府所属船舶が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の厳重な抗議にもかかわらず、依然として中国海警船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張

をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。 このような力による一方的な現状変更の試みに対して、中国側の行動の改善を強く求めています。防衛省・ 自衛隊としては、国民の生命・財産およびわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き、 関係省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期 すとともに、冷静かつ毅然と対応していきます。



尖閣諸島周辺を飛行する海自P-3C哨戒機

航空機などを柔軟に運用し、各種事態に即応できる態勢 を維持している。

空自では、2022年に空自三沢基地(青森県)に新編した偵察航空隊が、常時継続的な監視を強化するため、滞空型無人機RQ-4B(グローバルホーク)を運用している。

また、海自は、洋上監視能力の強化のため、2024年 11月、滞空型無人機MQ-9B (シーガーディアン) の導 入を決定した。

近年、尖閣諸島(沖縄県)周辺海域では、中国軍艦艇が活動を活発化させるとともに、中国海警船がわが国の領海への侵入を繰り返している。また、中国軍艦艇が領海や領海に近接した海域を航行する例や、わが国周辺海域での中国軍空母の活動も続いている。2024年8月、中国軍艦艇が口永良部島(鹿児島県)南西のわが国の領海内を航行したほか、同年9月には、中国軍空母「遼寧」が、沖縄県の与那国島と西表島の間のわが国の領海に近接した海域を航行した。中国軍空母が与那国島と西表



海自が導入を決定した滞空型無人機 MQ-9B (シーガーディアン) (写真は同型機)

島の間の海域を航行したのは初めてである。さらに、わが国の周辺海域においては、中国軍艦艇とロシア軍艦艇の共同航行も確認していることから、防衛省・自衛隊は、高い緊張感を持ってわが国周辺の海空域の警戒監視などにあたっている。





資料: 令和6年度 外国海軍艦艇等の動向

URL: https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2024.html

第

章

なお、防衛省・自衛隊は、警戒監視により得られた情 報を、海上保安庁を含む関係省庁に共有している。

□ 参照 図表Ⅲ-1-1-3 (わが国周辺海域での警戒監視 (イメー ジ))、3節5項(平素からの常時継続的な情報収集・ 警戒監視など)、資料13 (中国海警局に所属する船舶 などの尖閣諸島周辺における活動状況)



与那国島と西表島の間を航行する中国軍空母「遼寧」(2024年9月)

#### 図表Ⅲ-1-1-3

わが国周辺海空域での警戒監視 (イメージ)



## 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進 (スクランブル)

#### (1) 基本的考え方

領空を侵犯した外国の航空機などに対して、警告や必要 と認める場合の武器の使用に至るまでの、対領空侵犯措置 を行う能力を有するのは自衛隊のみであり、防衛省・自衛 隊では、空白が第一義的に対領空侵犯措置を行っている。

□ 参照 Ⅱ 部 5 章 3 項 6 (領空侵犯に対する措置)

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レー ダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵 犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機な どを緊急発進 (スクランブル) させ、その航空機の状況 を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さら に、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、無線 などにより退去の警告などを行っている。

2024年度の空自機による緊急発進(スクランブル) 回数は704回(中国機に対し464回、ロシア機に対し 237回、その他3回) であった。

近年、中国機の飛行形態は多様化し、その活動範囲は東シ ナ海のみならず、太平洋や日本海の上空にも拡大している。

また、2019年以降、中露両軍の爆撃機などによるわ が国周辺での長距離にわたる共同飛行が計8回確認され ている。2024年11月には、2日間にわたり、日本海、 東シナ海、太平洋上において中露両軍の爆撃機による長 距離にわたる共同飛行を確認した。

このように、中国機とロシア機はわが国周辺で活発に 活動を継続していることから、防衛省・自衛隊はその動 向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。



緊急発進 (スクランブル) に対応する空自戦闘機

#### (3) 中国機とロシア機による領空侵犯

2024年8月26日、中国軍のY-9情報収集機1機が男 女群島 (長崎県) 沖の領空を侵犯した。また、同年9月23 日、ロシア軍のIL-38哨戒機1機が3度にわたり礼文島 (北海道) 北方の領空を侵犯した。さらに、2025年5月3 日、尖閣諸島(沖縄県)周辺のわが国領海に侵入した中国 海警船から発艦したヘリコプター1機が同諸島周辺の領 空を侵犯した。いずれも空自は戦闘機を緊急発進させ対 応するとともに、ロシア機による領空侵犯に対しては、 対領空侵犯措置では初めてフレア $^{15}$ による警告を行った。

これらの領空侵犯は、わが国の主権の重大な侵害である だけでなく、国民の安全を脅かすものであり、全く受け入 れることはできない。わが国政府は、中国政府とロシア政 府に対し、極めて厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。

■ 参照 図表Ⅲ-1-1-4 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とその 内訳)、図表Ⅲ-1-1-5 (緊急発進の対象となったロシア 機と中国機の飛行パターン例 (2024年度))、図表Ⅲ-1-1-6 (わが国と周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イ メージ))、図表Ⅲ-1-1-7 (中国機の領空侵犯における行 動概要 (Y-9情報収集機) (2024年8月26日))、図表 Ⅲ-1-1-8 (ロシア機の領空侵犯における行動概要 (IL-38 哨戒機)(2024年9月23日))、I部3章2節2項6(2)





動画:UNIT-1 航空警戒管制

URL: https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM



資料: 2024年度 年度緊急発進状況

URL: https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2024.html



<sup>15</sup> 発射された赤外線誘導のミサイルを回避するために戦闘機などが空中に散布するおとりの熱源。激しく燃焼するため視認が容易である。

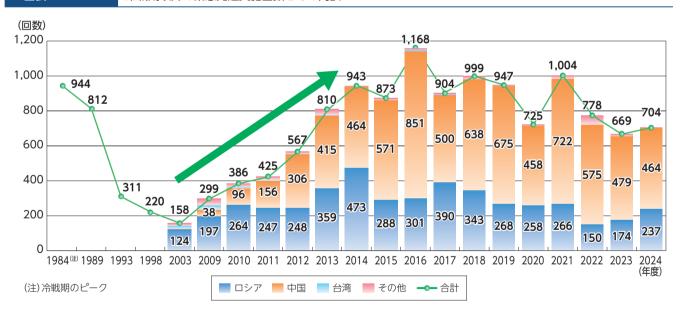
(わが国周辺海空域における軍の動向)、I部3章5節5 項3 (中国との関係)



フレアを散布する空自戦闘機 (イメージ)

#### 図表Ⅲ-1-1-4

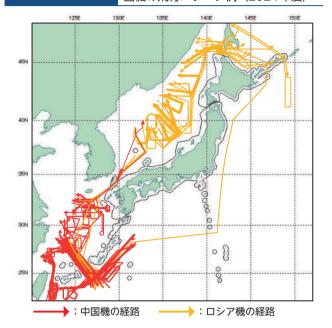
#### 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



Ш

図表Ⅲ-1-1-5

緊急発進の対象となったロシア機と中 国機の飛行パターン例(2024年度)



#### 図表Ⅲ-1-1-6

わが国と周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ)



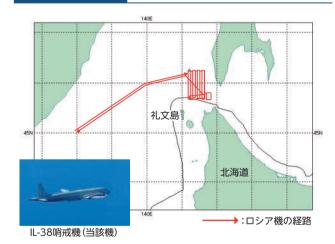
#### 図表Ⅲ-1-1-7

中国機の領空侵犯における行動概要 (Y-9情報収集機)(2024年8月26日)



#### 図表Ⅲ-1-1-8

ロシア機の領空侵犯における行動概要 (IL-38哨戒機) (2024年9月23日)



## 3 領海や内水内を潜水航行する 潜水艦への対応など

#### (1) 基本的考え方

わが国の領水内<sup>16</sup>で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。このような潜水

艦に対しては、国際法に基づき、海面上を航行し、かつ、 その旗<sup>17</sup>を掲げるよう要求し、これに応じない場合には わが国の領海外への退去を要求する。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、哨戒機や艦艇などによりわが国周辺海域の警

<sup>16</sup> 領海と内水

<sup>17</sup> 海洋法に関する国際連合条約第20条「潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。」

童

第 Ш

戒監視を行っており、わが国の領水内を潜水航行する外 国潜水艦を探知した場合は、識別・追尾し、国際法に違 反する潜水航行を認めないとの意思を示す能力や水深が 浅い海域においても対処できる能力の維持・向上を図っ ている。

2004年、先島諸島 (沖縄県) 周辺のわが国の領海内を 潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を 発令し、海自艦艇などが、潜水艦が公海上に至るまで継 続して追尾した。また、2018年、尖閣諸島周辺のわが国 の接続水域において、中国潜水艦による潜水航行が初確 認された。さらに、2021年には、中国国籍と推定される 潜水艦が、奄美大島(鹿児島県)周辺のわが国の接続水 域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦と哨戒 機が警戒監視を行った。防衛省・自衛隊は、わが国の領 水内を潜水航行する外国潜水艦に対応するため、警戒監 視態勢を維持するとともに対処能力を向上させていく。

## 4 武装工作船などへの対処

#### (1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船 (不審船) には、海上保安庁 が第一義的に対処するが、海上保安庁が対処できない、 または対処が著しく困難となる場合には、海上警備行動 により、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処すること になる。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島 (石川県) 沖で の不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案 のなどの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。海自 は、特別警備隊18の編成や護衛艦などへの機関銃の装備 などを行ったほか、1999年に防衛庁(当時)と海上保安 庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基 づき、海上保安庁と定期的に共同訓練を行うなど、連携 の強化を図っている。

## 認知領域を含む情報戦への対応

### (1) 基本的考え方

近年、国際社会においては、偽情報の流布や、政府の

信頼低下や社会の分断を狙った情報の拡散などにより、 人の認知に働きかけ、世論や政府の意思決定に影響を及 ぼす情報戦への懸念が高まっている。ロシアや中国など の情報戦を行う国は、自身にとって好ましい情報を発信 することで、自らに有利な安全保障環境を構築すること を目指しているとみられる。わが国は、偽情報などの拡 散など認知領域を含む情報戦への対応能力を強化するこ ととしている。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、認知領域を含む情報戦に対して平 素から、①情報機能を強化することで、多様な情報収集 能力を獲得しつつ、②諸外国による偽情報の流布を始め としたあらゆる脅威に関して、その真偽や意図などを見 極め、様々な手段で無力化などの対処を行うとともに、 ③同盟国・同志国などとの連携のもと、あらゆる機会を 捉え、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信する、といっ た手段を通じて、わが国の意思決定への影響を防ぎつ つ、望ましい安全保障環境を構築していく。

なお、わが国の信頼を損なうような取組(SNSなどに よる偽情報の流布、世論操作、謀略など) は行わない。

防衛省・自衛隊においては、情報戦対応の中心的役割 を情報本部が担うこととし、様々な情報を継続的に収 集・分析するとともに、情報の真偽を見極め、適切な情 報を発信するなど、必要な措置を講じている。

<sup>18</sup> 海上警備行動下において不審船の立ち入り検査を行う際に不審船の武装解除などを行うための専門の部隊(2001年3月に新編)。



## 認知領域における戦い

近年、情報操作や浸透工作によって相手国の政治社会を混乱させたり、影響を与えようとする認知領域における戦いが激しさを増しています。現在の大国間競争において、イデオロギーや価値をめぐる問題が重要となっています。中国やロシアは、民主主義国の自由で開放的な政治・社会システムの特性を利用し、そこに対して偽情報などを用いた情報操作や、浸透工作を行うことで、相手国の政治を混乱させたり、自国に望

その手段としては、宣伝・プロパガンダ、ソーシャルメディアでの情報操作、統一戦線(浸透)工作があります。 宣伝・プロパガンダは、新華社など中国の官製メディアによる、中国のナラティブを世界に伝え、政府の見方や中国文化を伝達し、外国のプロパガンダへ反駁する活動を指します。

ましい方向に誘導しようとしています。

次に、ソーシャルメディアなどを通じた偽情報の拡散です。他国の政府が相手国の国内政治や社会の混乱、分断を狙って故意に偽情報を拡散させる事例がみられるようになっています。中国もこうした活動を拡大しつつあります。

そして、統一戦線工作とは、中国共産党の外部に政治的目標達成のために協力者を作り出す浸透工作の一種です。中国に好意的な人々や、特定の問題について中国に近い見解を持つ人々、文化や民族的に中国とつながりを持つ人々を対象に、中国の政治的目的に有利な方向に誘導しようとします。

## 防衛研究所 中国研究室 主任研究官 山口 信治

こうした活動によって、中国が達成しようとしているのは、第一に、中国のイメージを向上し、その政策に対する支持を広げること、第二に、中国にとって不利な外国の主張や情報に反駁すること、第三に相手国の社会の分断を拡大し、政治社会に混乱を生み出すことです。 中国の工作の対象は主に台湾やグローバルサウスの国々です。台湾政治の混乱と有利な状況の形成を狙ったり、グローバルサウス諸国に対して米欧の欠点や問題点を吹聴し、自国への支持を高めるよう画策しています。

これまで日本に対する活動はそれほど盛んではないと考えられてきましたが、最近になって日本に対する活動も活発化しつつあります。とくに2023年6月に習近平国家主席が「福建省と沖縄の歴史的つながり」に言及してから、沖縄県をめぐる中国の工作が活発化しています。沖縄県を訪問する中国政府・党関係者が増加するとともに、ソーシャルメディアのフェイクアカウントが「琉球独立」を煽るようなデマ動画を拡散させようとするなどの活動がみられるようになっています。

中国やロシアの活動が必ずしも高い効果を上げているわけではありません。しかしこうした認知戦は、相手の政治や社会における対立点を利用して分断を煽ろうとすることから、民主主義に対する深刻な挑戦となりえます。さまざまな政府部門や企業、社会が協力して対応することが必要です。

(注) 本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

## 6 「瀬取り」への対応

#### (1) 基本的考え方

2017年に国連安保理決議第2375号が採択され、国連加盟国は、北朝鮮籍船舶による洋上での物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)に関与することが禁止された。これは、「瀬取り」により、北朝鮮が国連安保理決議に基づ

く制裁を逃れて密輸することを防ぐ狙いがある。

わが国は、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法による、全ての大量破壊兵器と弾道ミサイルの廃棄の実現に向け、米国や韓国のみならず、国際社会と密接に連携しながら「瀬取り」に対応し、国連安保理決議の実効性を確保していくこととしている。





資料:わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組

URL : https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊においては、わが国周辺海域における 平素からの警戒監視活動の一環として、海自が、国連安 保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っており、 関係省庁、関係国および関係国際機関と緊密に協力して いる。その結果、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーな どが東シナ海の公海上で接舷(横付け)している様子を、 2018年以降、2025年3月末までの間に計24回確認し た。これらの船舶は、国連安保理決議で禁止されている 「瀬取り」を行っていたことが強く疑われるとの認識に 至ったため、わが国として、関係国への情報提供や対外 公表を行っている。

北朝鮮籍船舶による「瀬取り」を含む違法な海上活動 に対しては、近年、国際的な関心が高まってきており、 2018年以降、米国や韓国を始め、オーストラリア、カナ ダ、英国、ニュージーランド、フランス、ドイツ、オラン ダ、イタリアが、わが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣 し、警戒監視活動を行っている。防衛省・自衛隊は、引 き続き関係国と緊密に協力し、国連安保理決議の実効性 を確保していく。

## シーレーンの安定的利用を確保する ための取組

#### (1) 海賊対処の取組

#### 海賊対処の意義と国際社会の取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に 対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生 存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依 存しているわが国にとっては、看過できない問題である。

わが国は、海賊行為に対し、第一義的には警察機関で ある海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できな い、または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が 対処することとしている。

この点、後述のソマリア沖・アデン湾における海賊行 為については、海上保安庁が対処することが困難である ことから、自衛隊の部隊を派遣し、海賊対処を行ってき ている。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国を含む国際社会に とって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海 上交通路 (シーレーン) である。 同海域においては、人質 の抑留による身代金獲得などを目的に、機関銃やロケッ

ト・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発したこと から、2008年に国連安保理決議第1816号が採択され た。以後、追加で採択された関連決議により、各国は同 海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦 や軍用機の派遣を要請されたことを踏まえ、これまで に、わが国や米国を含む約30か国がソマリア沖・アデ ン湾に軍艦などを派遣している。

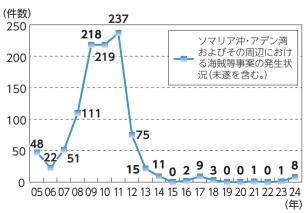
海賊対処のための国際的な取組としては、多国籍部隊 の第151連合任務群が、同じく海賊対処を担うEU海上 部隊(EUNAVFOR)と連携し、作戦地域の沿岸国の領 域外において海賊対処にあたっている。

こうした国際社会の取組により、ソマリア沖・アデン 湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移してい る。しかし、2023年には1件、2024年には8件の事案 (ハイジャックを含む。) が発生し、海賊の活動は再び活 発化の様相を見せていることに加え、海賊を生み出す根 本的な原因とされているソマリア国内の不安定な治安や 貧困などはいまだ解決されておらず、海賊行為に対処し なければならない状況に依然として変化がみられないこ と、また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分 であることから、わが国としても、極めて重要なシー レーンであるソマリア沖・アデン湾における航行の安全 確保に万全を期すとともに、国際社会の平和と安定に貢 献するため、引き続き諸外国の部隊を含む国際社会と連 携して海賊対処行動を確実に行っていく必要がある。

■参照 図表 II-1-1-9 (ソマリア沖・アデン湾およびその周 辺における海賊等事案の発生状況 (未遂を含む。))、 I部4章5節2項2(海賊)

#### 図表Ⅲ-1-1-9

ソマリア沖・アデン湾およびその周辺にお ける海賊等事案の発生状況 (未遂を含む。)



(注) 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。

#### イ わが国の取組

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国の関係船舶を海賊行為から防護するために海上警備行動が発令され、護衛艦<sup>19</sup>とP-3C哨戒機<sup>20</sup>を派遣して直接護衛などを開始した。さらに、同年、海賊対処法<sup>21</sup>が施行され、全ての国の船舶を海賊行為から防護できるようになったほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するため、他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

防衛省・自衛隊は、海賊対処部隊として派遣海賊対処 行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊、派遣海賊対処 行動支援隊を派遣し、現地において活動している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗<sup>22</sup>している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機により、第151連合任務群司令部との調整で決定した飛行区域において警戒監視を行っている。不審な船舶を確認した際は、海自護衛艦や他国艦艇、民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。また、収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために整備された、ジブチ 共和国における自衛隊の活動拠点(ジブチ国際空港北西 地区)において、警備や拠点の維持管理などを行っている。また、これらの部隊を支援するため、必要に応じ空輸

隊などを組織し、空自の輸送機により物資などを輸送し ている。

なお、海賊対処のために運営されているジブチの自衛隊活動拠点については、国家安全保障戦略などにおいて、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護にあたっても活用していくこととされた。2023年には、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」が閣議決定され、現地の海賊対処部隊には、装備品などの集積・管理など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務が新たに追加された。

■ 参照 II 部5章3項3 (海賊対処行動)、3節8項 (在外邦人 等の保護措置および輸送への対応)、資料10 (自衛隊 の主な行動の要件 (国会承認含む) と武器使用権限な ど)



アデン湾において船舶を護衛する海自護衛艦(奥)





資料:海賊対処への取組

URL : https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html



動画:海賊から船舶を守れ

URL: https://www.youtube.com/watch?v=9-VlPG\_jsMc







**動画**:ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動

URL: https://www.youtube.com/watch?v=0GvdTkufJwU&feature=youtu.be

- 19 2016年12月以降、2隻から1隻に変更。
- 20 2023年12月以降、2機から1機に変更。
- 21 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 22 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

第

#### 活動実績とわが国の取組に対する評価

海賊対処を行う各国部隊との連携強化や自衛隊の海賊 対処行動の実効性向上を図るため、2014年以降、防衛 省・自衛隊は、第151連合任務群と連合海上部隊の各司 令部に司令部要員を派遣している。このうち、第151連 合任務群には、これまでに4度(2015年、2017年、 2018年、2020年)、自衛隊から司令官を派遣した。

派遣海賊対処行動水上部隊が護衛した船舶は、2025 年3月31日現在で4.076隻(海上警備行動に基づく護 衛実績である121隻を含む。)である。また、派遣海賊対 処行動航空隊は、アデン湾における各国の航空機による 警戒監視活動の大部分を担っており、同日現在で飛行回 数3.406 回、延べ飛行時間約24.300 時間、船舶や海賊 対処に取り組む諸外国への情報提供16.444回の活動を 行っている。

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝

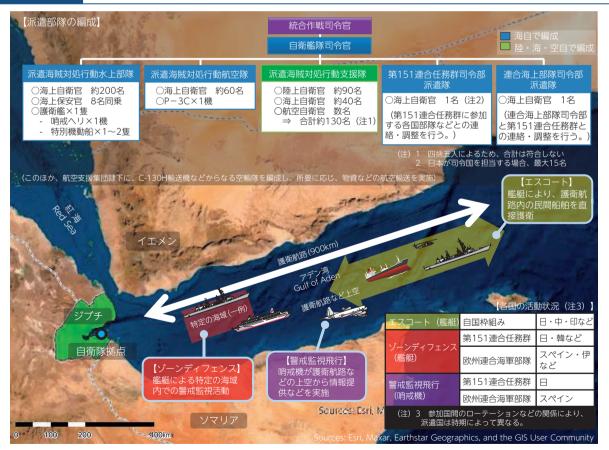
の意が表されているほか、累次の国連安保理決議でも歓 迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、 ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場 の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の 方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、 引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せ られている。加えて、一般社団法人日本船主協会などか らも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引 き続き海賊対処に万全を期して欲しいとの要請を継続的 に受けている。

防衛省・自衛隊は、引き続き諸外国の部隊を含む国際 社会と緊密に連携し、ソマリア沖・アデン湾における海 賊対処行動を確実に行い、シーレーンの安定的な利用の 確保を図っていく。

■ 参照 図表Ⅲ-1-1-10 (派遣部隊の編成・自衛隊による海賊) 対処のための活動 (イメージ))

図表Ⅲ-1-1-10

派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動(イメージ)



## (2) 中東地域における日本関係船舶の安全確保 のための情報収集

#### ア 中東地域への自衛隊派遣の経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平 和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界におけ る主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入 量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行 の安全を確保することは、わが国にとっても非常に重要 である。

中東地域では、緊張が高まるなか、船舶を対象とした 攻撃事案が生起し、2019年には、オマーン湾において 日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、 米国や欧州諸国などの各国は、中東地域において艦船、 航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を 進めている。

わが国は、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化 に向けて、政府として外交的な取組を積極的に進めると ともに、政府内での議論を経て、2019年、「中東地域に おける日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ いて | を閣議決定した。そのなかで、わが国独自の取組 として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けたさら なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめ とする航行安全対策の徹底、③日本関係船舶の安全確保 に必要な情報収集態勢を強化するための自衛隊の艦艇お よび航空機の活用、について政府一体となった総合的な 施策を行うこととしている。

#### イ 防衛省・自衛隊の活動

防衛省・自衛隊による情報収集活動は、オマーン湾、 アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデ ン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域(EEZ) を含む。)を活動海域とし、海賊対処部隊の護衛艦と P-3C哨戒機を活用して行っている。

本情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として 日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するもので あり、不測の事態の発生など、状況が変化する場合への 対応としての海上警備行動の発令の要否にかかる判断 や、発令時の円滑な実施に必要なものである<sup>23</sup>。具体的 には、活動海域を航行する船舶の船種、船籍、位置、針 路、速力などを確認し、不審な船舶の存在や不測事態の

兆候といった、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情 報やその他必要な情報を収集している。

防衛省・自衛隊が収集した情報は、内閣官房、国土交 通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しているほ か、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するな ど、政府としての航行安全対策に活用されている。

本情報収集活動の態勢については、2020年から、海 賊対処部隊のP-3C哨戒機2機と、海賊対処部隊とは別 に新たに編成した派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦1 隻が、それぞれ情報収集活動を開始した。2022年から は、海賊対処部隊の護衛艦に情報収集活動の任務を付与 し、現在は、護衛艦1隻とP-3C哨戒機1機が、海賊対処 行動と本情報収集活動を兼務している。

本情報収集活動におけるこれまでの活動実績につい て、水上部隊(2022年2月以降、派遣海賊対処行動水上 部隊が兼務) は、オマーン湾の公海とアラビア海北部の 公海において活動しており、確認した船舶数は2025年 3月31日現在で累計95,444隻となっている。

また、航空隊(派遣海賊対処行動航空隊)は、アデン湾 の公海とアラビア海北部の西側の公海において活動して おり、確認した船舶数は2025年3月31日現在で累計 88,365隻となっている。

中東地域では、高い緊張状態が継続していること、ま た、米国などによる海洋安全保障イニシアティブをはじ め、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、 2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年延 長している。

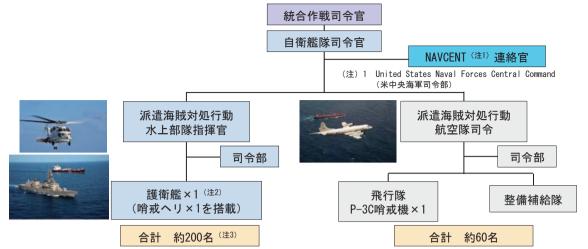
なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保 の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められ なくなった場合には、その時点において活動を終了する ほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保 障会議において対応を検討することとしている。

□ 参照 図表Ⅲ-1-1-11(中東地域における情報収集活動に従 事する部隊)、図表Ⅲ-1-1-12 (自衛隊による情報収 集のための活動 (イメージ))、I 部4章5節2項 (1) (中東地域における海洋安全保障)、資料14(中東地 域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の 取組について)

<sup>23</sup> 本情報収集活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。)に基づき行うものとしている。

#### 図表Ⅲ-1-1-11

中東地域における情報収集活動に従事する部隊

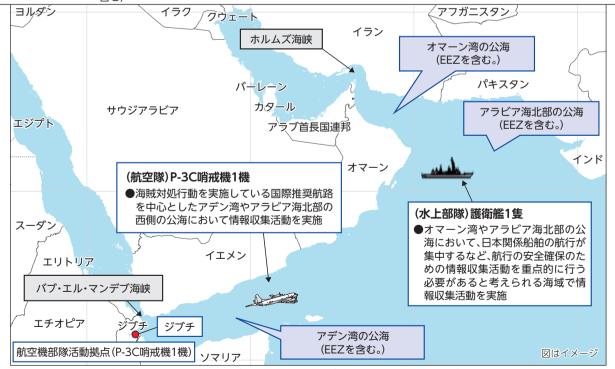


- (注) 2 派遣海賊対処行動水上部隊の艦艇を活用。
  - 司令部要員を含む。また、人数は派遣艦艇によって変動する場合がある。

#### 図表Ⅲ-1-1-12

自衛隊による情報収集のための活動(イメージ)

- ●活動の目的:政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集
  - ※不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応 (保護対象は日本関係船舶(注)とし、個別具体的な状況に応じて対応)
- ●運用アセット: 護衛艦1隻(哨戒ヘリ1機搭載)およびP-3C哨戒機1機(派遣海賊対処行動部隊の艦艇と航空機を活用)
- ⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無などについて、継続的に情報を収集することが可能。
- ●情報収集活動地域:オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(EEZ (排他的経済水域)を



(注)日本籍船や日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船またはわが国の積荷を輸送している外国籍船 であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

#### ウ 関係国との連携など

中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するための効果的な対応について、原油の安定供給の確保や、米国やイランとの関係といった点を踏まえ、総合的に検討した結果、わが国は、米国などによる海洋安全保障イニシアティブには参加せず、わが国独自の取組を行うこととしている。一方、同盟国である米国とはこれまでも緊密に連携しており、バーレーンに所在する米中央海軍司令部に海上自衛官1名を連絡官として派遣し、情報共有を行っている。

わが国独自の取組として行っている本情報収集活動は、イランを含む沿岸国の理解を得ることが重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東地域における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。



情報収集活動に従事中の隊員





資料:中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組

URL : https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m\_east/index.html